

議案（２）日本型直接支払交付金に関する事

（Ａ委員）

耕地カバー率について、多面的機能支払交付金は基本的に県内の全耕地が対象となると思うが、中山間地域等直接支払交付金は傾斜要件があるため、これに対する耕地のカバー率を算出するとすれば、何％位になるか。

（事務局）

過去に県内耕地における 1/100 以上の傾斜の賦存量調査を行っており、その調査結果では 65,000ha となっている。中山間地域等直接支払交付金の H29 実績は 10,350ha なので 16％となる。ただし中山間地域等直接支払交付金における 1/100 以上の傾斜について取組を行うかどうかは、市町村の判断に委ねられている。

（Ａ委員）

中山間地域等直接支払交付金は本来、県内の対象となっている傾斜地の 65,000ha を基に評価するべきだと思うが、多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金で評価しているのはなぜか。

（事務局）

農業生産活動を維持し、多面的機能を発揮するのが両政策の共通の目的である。県としては、耕作放棄地の発生防止のため、どちらかの政策を活用することで評価をしている。

●●、●●及び●●などの耕地面積の大きいところは、中山間地域等直接支払交付金の取組が非常に低くなっているが、多面的機能支払交付金には積極的に取り組んでおり、バランスをとっている。●●では重複して両政策を支援しており、市町村によって色々な考え方でやっている。

（Ａ委員）

●●は中山間地域等直接支払交付金の取組が低くなっているのか。

（事務局）

まずは多面的機能支払交付金を全域で取り組んで、余力のある市町村は、中山間地域等直接支払交付金にも重複して取り組んで行くというのが基本。一方で●●、●●では両政策を合わせても取組が低いため、どうやって伸ばすかが課題である。

(A 委員)

地域によっては多面的機能支払交付金を優先していると見て良いか。

(事務局)

一部の地域では多面的機能支払交付金を優先している。

(A 委員)

傾斜地の 65,000ha のうち、多面的機能支払交付金を実施しているのはどれ位か。

(事務局)

検証してみたい。

(B 委員)

秋田県の耕作放棄地面積の推移はどうなっているか。

(事務局)

耕作放棄地面積は農林業センサスで 5 年毎に調査を行っている。2015 年 9,530ha、2010 年 7,411ha、2005 年 6,793ha となっている。2010 年から 2015 年の増加率は全国ワースト 1 位となっているが耕作放棄率は全国で 42 位である。

日本型直接支払制度を活用して耕作放棄地増加の防止に努める。

(B 委員)

中山間地域等直接支払交付金は耕作放棄地の発生防止に効果を上げているというが、具体的な取組はなにか。

(事務局)

中山間地域等直接支払制度については、5 年間の協定を結ぶことになる。協定では、「5 年間農業生産活動を維持し、耕作放棄地を発生させない」という内容になっており、一部でも耕作放棄地を発生させると協定初年度に遡って全協定面積分を返還するという厳しい制度になっていることから、協定に参加している地域から耕作放棄地は発生しないということが基本になっている。

中山間地域等直接支払交付金については、今年で 4 年目になるが、耕作放棄地は発生していないと判断している。

(B 委員)

協定を結ぶための働きかけは、県の関与が必要になってくると思うが、取組面積の推移状況はどうなっているか。

(事務局)

中山間地域等直接支払交付金において、市町村が促進計画に記載している対象農用地面積は約 12,000ha となっている。H29 の取組面積は 10,350ha であり計画に近づいている。H31 で第 4 期対策が終わるが、少しずつ伸びてきている。今後、役員のなり手不足や高齢化で農業そのものを行えない人も増えてくることが予想されるが、現在の協定が引き続き維持できればと考えている。

(A 委員)

環境保全型直接支払は国が予算を超えたから払わないのか。

(事務局)

要領に全国の申請額が国の予算を超えた場合は減額して交付すると明記されており、それに従って各都道府県に減額して配分している。

国の予算は毎年少しずつ伸びてきているが、各都道府県の環境保全型への取組面積の伸びがはるかに上回っている状況であり、H28 以降、交付単価が下がっている。

(A 委員)

「収量が減る」「コストがかかり増しになる」分を補填するというのが環境保全型直接支払であるが、有機農業は高く物が売れるなど、商品を差別化して高く売っているということにもなるのでもう少し議論が必要。

カバークロップはなぜ取組に入っているのか。

(事務局)

本作の前か後に緑肥作物を作付けしてそこで炭素固定したものを土の中に鋤き込むことで温暖化防止に繋がる。

(B 委員)

取組面積の 8 割を 2 市町村が占めている理由は。

(事務局)

●●はそもそもの農法で化学肥料の使用量が少ない、農薬の使用量が少ない

という特徴があり、この取組の前提となる慣行に対する 5 割以上の減化学肥料、減化学農薬をクリアしやすいということと、有機農業への関心が非常に高く全国的にもトップクラスの有機農業の取組を実施しているという下地があったことから取組面積が多い。●●は畜産と連携した堆肥の施用が昔から農法として取り組まれており取組面積が多い。

(B 委員)

他の市町村が伸びない理由はあるか。

(事務局)

推測であるが、市町村の財政面や環境保全型の事業の内容が農業者に浸透していないためであり、引き続き市町村に詳しく説明し普及を図る。

(A 委員)

高齢化も伸びない理由ではないか。

(事務局)

取組面積は東北の中で 5 位であるが、4 年の間に約 1.4 倍になっている。他県に比べ、やや出遅れた感はあるものの、市町村にアナウンスをしながら取組面積を広げている。

人口減少や高齢化は全国トップスピードで進んでいる中、本県では取りまとめ役となるリーダーや役員のなり手が相対的に少ないことも原因の一つである。

(B 委員)

少し厳しい言い方になるが、高齢化や農家が少なくなるということをエクスキューズとして使われているが、それは秋田に限ったことではなく、どこでも少子高齢化であり、秋田の高齢化率が全国で一番高いとってそれだけを理由としてお題目のように出されると政策も何もできなくなる。そういうのはあるけれどもこういう取組をするというのは多分私たちに求められている姿勢ではないか。

(A 委員)

こういう政策を実施するとき、確保した予算の中で実施する程度のことだと思うが、入札方式というのは補助金で聞いたことがあるか。

国との関係があるから出来ないかもしれないが、例えば交付単価が 8,000 円の場合はここまでしかできないが 3,000 円でも実施するという人に先に実施さ

せる。安い方から。限りある予算の中で効果を上げていく時には、オークション方式のような思い切った方法を考えてはどうか。

農業の面から環境保全型は、後々これがスタンダードになり「当たり前型」になっていくという誘導をしていかないといけない。ただし、予算もそんなにないのでその中でなるべく多くの人が取り組めるようにするという仕組みも今後考えていかななくてはならない。